

**(仮称) 豊田市交通安全教育施設整備・運営事業**

**実 施 方 針**

**平成19年3月20日**

**豊 田 市**

# 目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項	
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	6
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	
1	事業者の募集及び選定方法	7
2	事業者の募集及び選定スケジュール	7
3	応募者の備えるべき参加資格要件	8
4	事業者選定に関する事項	10
5	応募手続き等	11
6	提案書類の取扱い	13
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	
1	リスク分担の基本的な考え方	14
2	想定されるリスクと責任分担	14
3	リスクが顕著化した場合の費用負担の方法	14
4	提供されるサービスの水準	14
5	事業者の責任の履行に関する事項	14
6	事業実施状況の監視	15
7	事業者に対する支払額の減額等	15
第 4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	
1	施設の立地条件	16
2	土地の取得に関する事項	16
3	施設の概要	16
第 5	事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における 措置に関する事項	17
第 6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	
1	事業の継続に関する基本的な考え方	18
2	事業の継続が困難となった場合の措置	18

第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
1	法制上及び税制上の措置	19
2	財政上及び金融上の支援	19
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	
1	議会の議決	20
2	指定管理者の指定	20
3	情報提供	20
4	応募提案に伴う費用負担	20
5	本実施方針に関する問い合わせ先	20

#### 添付資料

- 資料1 業務分担表
- 資料2 リスク分担表
- 資料3 建設予定地位置図

#### 様式

- 様式1 実施方針説明会参加申込書
- 様式2 実施方針等に関する質問・意見書 提出届
- 様式3 実施方針等に関する質問書
- 様式4 実施方針等に関する意見書

豊田市（以下「本市」という。）は、（仮称）豊田市交通安全教育施設（以下「本施設」という。）整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを予定している。

この実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号）」等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

(仮称) 豊田市交通安全教育施設整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

交通安全教育施設

(3) 公共施設等の管理者

豊田市長 鈴木公平

(4) 事業目的

ア 本市の交通事故の現状

本市は、世界有数の自動車産業を有し、「くるまのまち」として発展してきた都市であり、市民生活における交通手段は自動車交通への依存度が高く、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現が求められている。

本市の交通事故死亡者数は、平成3年の47人をピークに徐々に減少し、平成17年には18人と半分以下となっている。しかしながら交通事故の発生は依然として増加の傾向にあり、交通事故による死傷者数は平成17年で3,629人にものぼり、この15年間で約1.6倍に増加している。なかでも、子どもと高齢者の交通事故が増加しており、その対策が急がれる状況となっている。

交通事故により貴重な人命が失われることは、これ以上ない悲劇であるが、経済的な損失も極めて多大なものがある。平成14年に内閣府から発表された「交通事故による経済的損失に関する調査研究」によれば、年間で4兆2,850億円にものぼると算定されている。これを本市に当てはめると、平成17年1年間で131億円の損失があったことになる。

イ 交通安全施策における国及び地方公共団体の責務と目標

交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)は、国及び地方公共団体の責務を規定している。同法では、国は交通の安全に関する「総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」(第3条)とし、地方公共団体は「国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」(第4条)とされている。

国の「第8次交通安全基本計画」(平成18年3月策定)では、平成22年までに

交通事故による年間の24時間死者数を5,500人以下にすることを目指している。また、「第8次愛知県交通安全計画」(平成18年6月策定)においても、平成22年までに交通事故による年間の24時間死者数を290人以下とする目標を掲げている。

本市では、「第6次豊田市総合計画」(平成13年3月策定、中期推進計画平成16年3月)において「安心・安全な生活環境づくり」の重点政策のひとつとして「交通安全対策の推進」を位置付けている。また、「豊田市交通まちづくりビジョン2025」(平成17年7月策定)では目標年度である平成37年までに、「交通事故(死傷事故)を1/2に削減」という目標を掲げて、その実現を目指している。

#### ウ 本市における交通安全教育の沿革と課題

本市は、昭和40年代初頭の交通死亡事故の多発を背景に、平芝町地内に、昭和45年に豊田市交通公園を開園した。ここでは、交通安全教育指導員が常駐し、幼稚園児、保育園児、小学1年生及び4年生全員を対象に、愛知県内でも数少ない、実践的かつ重点的な交通安全教育を実施している。

しかしながら、開園以来35年が経過し施設の老朽化が著しく、また現在の交通環境や交通事故の発生原因に対応できる施設となっていない。

また、高齢化の急速な進行により高齢者の事故が急増しており、その高齢者に対する交通安全教育の環境整備が急務となっている。

さらに、今後運転免許を取得していく世代である中学生、高校生に対して体系的に交通安全教室を拡充していくことは、悲惨な交通事故を削減するために必要不可欠である。

本事業は、交通事故の原因分析に基づく効果的な交通安全教育の充実及び体験学習機能の強化を図るために、本施設を整備し、運営するものである。そして、従来の幼児や小学生に加え、中学生、高校生及び高齢者に対しても交通安全教育の場を提供し、一般市民に対しても仮想体験をとおして交通安全意識の向上を図り、交通事故による死傷者数の減少を目指すものである。

#### (5) 本施設の基本コンセプト

本施設の基本コンセプトは次のとおりである。

##### ア 体系的に交通安全を学ぶ

幼児から高齢者までが交通安全を体系的に学ぶことができる施設

##### イ 体験的に交通安全を学ぶ

交通事故の原因となる危険な状況を体験的に学ぶことができる施設

##### ウ 楽しみながら交通安全を学ぶ

親子や家族で来場し、交通安全を楽しみながら学ぶことができる施設

本施設は、子どもに対しては幼児期から継続して交通ルールやマナーを習得する機会を、高齢者に対しては加齢による自己の能力や交通環境への対応を認識する機会を提供する場とする。また、仮想体験や情報提供を通じて、交通事故の原因となっている事象等を認識させることにより、体系的・体験的に楽しみながら交通安全教育を展開していく拠点施設とする。

(6) 本事業をPFI事業として進めるにあたって特に期待すること

本事業をPFI事業として推進するにあたり、事業者の能力を活用してより質の高い事業展開がされることを、特に運営面においては効果的な交通安全教育の実施を期待する。

交通事故防止に効果的な安全教育を実施するためには、各年代の交通安全重点項目に対応したきめ細かい運営を行う必要がある。また、事故原因の分析結果や交通事情、市民意識の変化等に対応し、継続して運営やカリキュラムのあり方について検討し、事業に反映していくことが重要である。

さらに、本市、事業者及び関係団体等が一体となり、交通事故削減にむけてのパートナーとして全市的な交通安全意識の向上を図るとともに、交通安全教育に関するノウハウ等の事業成果を地域に還元し、本事業の究極の目標である交通事故の減少を目指すものである。

(7) 事業の基本的内容

ア 施設内容

本施設は、交通安全学習館、市街地模擬路及びその他屋外施設により構成される。詳細については、「施設整備・維持管理要求水準書」を参照のこと。

イ 本施設におけるサービス提供の基本的な方針

(ア) 事業者は、本施設において、維持管理・運営期間にわたって、良質で魅力的なサービスを提供し、市民の誰もが安全、快適かつ便利に利用できるような品質・サービス水準を保持するものとする。

(イ) 本施設の利用方法は次のとおりとする。

a 本施設の利用は無料とする。ただし、ゴーカート、ミニ列車及び自転車の一般利用は有料とする。

b 原則として、本施設の開館時間は午前9時から午後5時までとする。また、休館日は、毎週月曜日(国民の祝日を除く。)と12月29日から1月3日までの年末年始を予定している。

ウ 事業方式

本事業は、事業者がPFI法に基づき、自らの資金で本施設を設計・建設した後、

本市に所有権を移転し、事業期間中において本施設の維持管理及び運営業務を実施する方式（ＢＴＯ：Build Transfer Operate）とする。

#### エ 事業期間

本事業の事業期間は、平成２０年６月から平成３７年３月までとする。

#### ( 8 ) 事業の範囲

ＰＦＩ法に基づき、事業者が本施設の設計及び建設を行うとともに、設備、特殊機器、什器・備品等を調達した後、本市に所有権を移転し、事業期間終了時まで施設の維持管理及び運営業務を行うことを事業内容とする。

事業者の事業範囲は、次のとおりである。詳細については、別紙資料１「業務分担表（案）」を参照のこと。

#### ア 施設整備業務

- ・ 事前調査業務（現況測量、地盤調査、地質調査等及びその他関連業務）
- ・ 設計業務（基本設計・実施設計及びその関連業務）
- ・ 建設工事業務（建設工事及びその関連業務）
- ・ 工事監理業務
- ・ 周辺家屋影響調査・対策業務
- ・ 各種申請業務（建築確認申請等工事開始までに必要な関連手続き等）
- ・ 特殊機器設置業務
- ・ 備品調達業務

#### イ 維持管理業務

- ・ 建築物・工作物等保守管理業務
- ・ 設備保守管理業務
- ・ 植栽管理等業務
- ・ 特殊機器保守管理業務
- ・ 備品等保守管理業務
- ・ 修繕・更新業務
- ・ 環境衛生・清掃業務
- ・ 警備業務

#### ウ 運営業務

##### 《基幹業務》

- ・ 団体指導業務
- ・ 出張指導業務
- ・ 多人数参加体験型シアター運営業務
- ・ 一般利用対応業務
- ・ 交通安全啓発業務



《管理的業務》

- ・ 管理業務
- ・ 広報業務
- ・ 窓口業務
- ・ 急病人等への対応業務
- ・ 送迎業務
- ・ 使用料徴収業務
- ・ 売店運営業務

( 9 ) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりとし、具体的な支払方法については募集要項及び事業契約書（案）で提示する。

ア 本市は、事業者が実施する本事業に要する費用の内、本施設の施設整備、維持管理業務、運営業務に係る費用については事業期間中に予め定める額を、維持管理・運営期間にわたって平準化して事業者に支払う。

イ 事業者は売店運営業務による収入を自らの収入とすることができる。また、交通安全教育及び啓発を目的として、事業者の提案による自主事業を行うことができ、その収入を自らの収入とすることができる。ただし、当該業務に要する経費はその収入から支払うものとする。

なお、利用者が支払うゴーカート等の料金については、使用料として、市の収入とすることを予定している。

本市は、事業者の提供するサービスが本市の要求水準を下回る場合には、サービスの対価を減額することがある。

( 10 ) 事業に必要な根拠法令等

本事業を実施するにあたり、P F I法及び基本方針のほか、建築基準法をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

( 11 ) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりとする。

平成20年 6月	本契約締結
平成22年 1月	施設の設計・建設完了
平成22年 3月	運用準備、所有権移転
平成22年 4月	供用開始
平成37年 3月	契約の終了

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

### (1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業をPFI手法で実施することにより、従来の手法により実施した場合と比較して、サービスが同一水準の場合において事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できるとき、又は、財政負担が同一水準の場合においてサービス水準の向上が期待できるときに、PFI法第6条に基づく特定事業として選定する。

### (2) 特定事業選定の手順

本市の財政負担額の算定にあたっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

### (3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を、評価の内容と合わせ、本市のホームページ等をもって速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業としての選定を行わないことにしたときにも、同様に公表する。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものである。したがって、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。

事業者の選定方法は、整備能力、維持管理能力、運営能力等をあらかじめ示した基準に従って評価し、公平性及び透明性が図られるように、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行う予定である。

### 2 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

平成19年3月20日（火）	実施方針の公表
平成19年3月28日（水）	実施方針に関する説明会
平成19年3月29日（木）～4月11日（水）	実施方針に関する意見・質問の受付
平成19年5月8日（火）	実施方針に関する意見・質問の回答
平成19年5月下旬	特定事業の選定・公表
平成19年6月上旬	募集要項の公表
平成19年6月上旬	募集要項に関する説明会
平成19年6月上旬～6月中旬	募集要項に関する意見・質問の受付第1回目
平成19年7月上旬	募集要項に関する第1回意見・質問の回答
平成19年7月中旬～7月下旬	参加表明書の受付
平成19年7月下旬～8月上旬	資格審査結果の通知・公表
平成19年8月上旬～8月中旬	募集要項に関する意見・質問受付の第2回目
平成19年8月下旬	募集要項に関する第2回意見・質問の回答
平成19年10月	提案書の受付
平成19年12月～平成20年1月	優先交渉権者の決定、公表
平成20年1月	基本協定締結
平成20年5月	仮契約締結
平成20年6月	事業契約の締結

### 3 応募者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、以下に示すとおりとする。

なお、用語の定義は次のとおりである。

構成員とは、事業を実施するための特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して出資し、SPCから直接業務を請け負う者をいう。

協力企業とは、SPCには出資しないが、SPCから直接業務を請負うことを予定している者をいう。

応募者とは、本事業を実施する能力を有する複数の企業のグループをいい、構成員又は協力企業からなるものとする。

ア 応募者は、本市競争入札参加資格者名簿に登録がある複数の企業により構成されるグループとし、代表者を定め、当該代表者が応募手続きを行うこととする。

イ 代表者は構成員とし、出資者中最大の出資割合をもつものとする。

ウ 応募者はその全ての構成員及び協力企業の担当業務（設計、建設、工事監理、特殊機器設置、維持管理、運営）を明らかにすること。1の企業が複数の業務を担当することは可能とするが、工事監理業務と建設業務については兼務できない。

エ 構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行う。

オ 構成員は、他の応募者の構成員又は協力企業となることができない。

ただし、市が選定事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

カ 協力企業は、他の応募者の協力企業となることは可能とする。

#### (2) 応募者の参加資格要件

次の業務を担当する構成員又は協力企業は、以下の要件を満たすこと。

##### ア 設計業務にあたる者

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録をしていること。

##### イ 建設業務にあたる者

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により「建築一式工事」及び「土木一式工事」について特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項に定める「建築一式工事」及び「土木一式工事」の総合評定値がいずれも900点以上であること。

(ウ) 建築工事業及び土木工事業に係る監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

(エ) ただし、複数者で施工する場合は、上記(ア)(イ)(ウ)について施工する企業がそれぞれ担当工種の資格を満たしていればよいものとする。

### (3) 構成員及び協力企業の制限

応募者は、次のいずれかに該当する構成員及び協力企業を含まないこととする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。

イ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年第87号)第107条の規定により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法施行による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条の規定による整理の開始を命じられている者。

ウ 破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条の規定による破産の申立てがなされている者。

エ 会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。(手続開始の決定を受けた者は除く。)

オ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続きの申立てがなされている者。(手続開始の決定を受けた者は除く。)

カ 本市の指名停止の処置を受けている者。

キ 本事業のアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。(「ク」において同じ。)

本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

玉野総合コンサルタント株式会社

あさひ・狛法律事務所

ク 審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。

### (4) 特別目的会社の設立

応募者は、本事業に係る審査の結果、優先交渉権者として決定した場合は、本事業を実施する会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として特別目的会社(SPC)を豊田市内に設立すること。

構成員以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間において、

当該出資者による出資比率は出資額全体の50%未満とする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

#### (5) 参加資格要件の確認

参加資格の確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

応募者は、参加資格の確認基準日以降、優先交渉権者を決定する日までに、その構成員又は協力企業が、前記「(2)」又は「(3)」の要件を満たさなくなったときは、失格とする。ただし、前記「(1)エ」のただし書きの規定により協議し、市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成員及び協力企業については、変更する場合がある。

## 4 事業者選定に関する事項

### (1) 基本的考え方

ア 審査は、学識経験者等で構成される「(仮称)豊田市交通安全教育施設整備・運営事業提案審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において行う。

なお、審査委員会で定める審査基準は、募集要項と併せて公表する。

イ 審査委員会は、審査基準に基づいて、事業計画、施設整備計画、維持管理計画、運営計画等の各面から総合的に提案書の審査を行う。

ウ 本市が設置した審査委員会は、以下の5名の委員により構成される。

担当	氏名	所属・役職等
委員長	奥野 信宏	中京大学 総合政策学部長
委員	荻野 弘	豊田工業高等専門学校 環境都市工学科教授
委員	増田 和夫	日本公認会計士協会 東海会副会長
委員	柿島 喜重	豊田市 総務部調整監
委員	村山 志郎	豊田市 社会部調整監

なお、応募者の構成員及び協力会社が、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定前までに、審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

## (2) 事業者の選定

事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする予定である。その場合、審査は次に掲げる手順により行うこととする。

### ア 資格審査

応募者の備えるべき参加資格要件の具備の有無から客観的に評価する。

### イ 提案審査

提案価格のほか、設計、建設、維持管理及び運営等の提案内容、本市の要求水準との適合性、資金調達及びリスク分担を含む事業計画の妥当性、確実性等の各面から、審査委員会が総合的に評価する。

### ウ 事業者の選定

本市は、審査委員会による評価の結果を基に、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、優先交渉権者との契約交渉、及び契約手続を行う。

ただし、優先交渉権者との契約交渉が調わなかった場合には、次点交渉権者と契約交渉及び契約手続を行う。

## 5 応募手続き等

### (1) 実施方針説明会の実施

本実施方針に関する説明会を以下の要領で開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項について市の考え方の説明を行う。

ア 開催日時：平成19年3月28日(水) 13:00～

イ 開催場所：豊田市交通公園(豊田市平芝町4-12)

ウ 申込方法：参加を希望する場合、実施方針説明会参加申込書(別紙様式1)を電子メールにて、平成19年3月26日(月)までに送信すること。

・ 豊田市社会部 交通安全課 教育施設担当

・ 電子メールアドレス：kotsuanzen@city.toyota.aichi.jp

### (2) 実施方針に関する意見並びに質問受付及び回答

実施方針等に記載の内容に関する質問及び意見の受付を以下の要領により行う。また、民間事業者から提出された意見等について、本市が必要と判断した場合にはヒアリングを行うこともある。

#### ア 意見及び質問の受付期間

平成19年3月29日(木)～平成19年4月11日(水)

#### イ 提出方法

「実施方針に関する意見・質問書」(様式2～4)に記入の上、電子メールでファ

イル添付にて提出のこと。

- ・ 豊田市社会部 交通安全課 教育施設担当
- ・ 電子メールアドレス：kotsuanzen@city.toyota.aichi.jp

ウ 意見書、質問書に対する回答等

提出された意見・質問書に対する回答書は、平成19年5月8日以降、本市のホームページに公表する。

(3) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者の意見等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更することがある。変更した場合、その内容を速やかに本市のホームページに公表する。

(4) 特定事業の選定・公表

本市は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業がPFI事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合に、本事業を特定事業として選定し、その結果を本市のホームページに公表する。

また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

(5) 募集要項等の公表

本市は、本事業を特定事業として選定した場合に、実施方針に対する民間事業者からの意見等を踏まえ募集要項等（募集要項、様式集、審査基準書、支払方法説明書、モニタリングによる減額方法説明書、事業契約書（案）及び基本協定書（案））を公表する。

(6) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

募集要項等に関する質問の受付及び回答を行うものとする。具体的な日程及び質問回答公表方法は、募集要項に提示する。

(7) 参加表明、資格確認申請の受付、資格審査結果の通知

本事業の応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法・時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、募集要項等に提示する。

(8) 提案書類の受付

資格審査を通過した者に対し、募集要項に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載して提案書類の提出を求める。提案書類の審査にあたって、本市が必要と判



断した場合は、応募者に対してヒアリングを行うことも予定している。なお、提案書類の提出方法・時期・提案に必要な書類の詳細等については、募集要項等に提示する。

( 9 ) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定及び公表

提案書類について審査委員会にて総合的に評価を行い、審査委員会の審査結果を基に、本市は、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、応募者に通知するとともに公表する。

( 10 ) 優先交渉権者との交渉と事業契約の締結

本市は、選定した優先交渉権者と契約内容の詳細について協議し、事業契約に関する議会の議決を経た後、事業契約を締結する。なお、協議が調わなかった場合、次点交渉権者と協議を行う。

( 11 ) 事業者の選定をしない場合

本市は、事業者の募集、審査及び選定において、応募者がいない又はいずれの参加者も公的財産負担の縮減の達成若しくは事業計画全般において的確性が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合は、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに本市のホームページ等で公表する。

## 6 提案書類の取扱い

( 1 ) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用することができるものとする。

なお、提出を受けた応募書類については返却しないが、契約に至らなかった応募者の提案については、本市の事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しない。

( 2 ) 特許権等

提案の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として事業者が負うものとする。

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がそのすべて又は一部を負うこととする。

#### 2 想定されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担は、原則として別紙資料2「リスク分担表(案)」によることとする。具体的な内容については、実施方針等に関する意見の結果を踏まえ、募集要項等の公表に示し、最終的には事業契約書で明文化することとする。

#### 3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

原則として、本市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担するものとする。また、本市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、募集要項において定めるほか、詳細については事業契約において定める。

#### 4 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、「施設整備・維持管理要求水準書」及び「運営要求水準書」に提示する。

#### 5 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、契約の締結にあたっては、事業契約の履行を約束するために、次のいずれかの方法による事業契約の履行保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付

- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

## **6 事業実施状況の監視**

本市は、事業者が実施する施設の設計、建設、維持管理及び運営業務の確認並びに事業者の財務状況の把握を目的に、監視（モニタリング）を行う予定である。

モニタリングの具体的な方法については、募集要項等で公表し、事業契約書において定める予定である。

## **7 事業者に対する支払額の減額等**

本市は、事業者と締結する契約に従い、本市からの要求に基づき提供されるサービスに対しその対価を支払う。また、サービスの対価は事業実施状況の監視結果に基づき、支払うものとする。

事業実施状況の監視結果、事業契約書に定める要求水準が達成されていないことが判明した場合、本市は、改善命令を文書で示すほか、サービス対価の減額を行う。

サービス対価の支払い及び減額の具体的な方法については、募集要項等で公表し、事業契約書において定める予定である。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 施設の立地条件

事業場所	豊田市池田町小山田494-24他
敷地面積	施設整備対象敷地面積 : 25,100㎡ 維持管理業務対象を含む全体敷地面積 : 49,610㎡
用途地域	市街化調整区域
建ぺい率容積率	60%・200%
その他法規制	宅地造成工事規制区域、地域森林計画対象民有林、埋蔵文化財包蔵地、砂防指定地

### 2 土地の取得に関する事項

事業者は、本市の行政財産である土地について、建設、維持管理及び運営に必要な範囲を、原則として事業契約締結から平成37年3月末まで使用することができる。  
(平成21年3月に豊田市土地開発公社から豊田市が買収予定であるため、契約締結時から平成21年3月までは豊田市土地開発公社の使用許可を受ける。)

### 3 施設の概要

本事業により設置される基本的な施設構成については、以下のものを想定している。  
なお、詳細については、施設整備・維持管理要求水準書で示す。

施設構成	機能	概要
交通安全学習館 (延床面積 2,700㎡程度)	教室	団体での利用に対して、交通安全の学習を行う。
	シアターホール	映像を活用して講習を行うとともに、一般利用者也活用できる多人数参加体験型シアター機能。
	体験型展示ゾーン	来館者が、交通安全に関する知識をそれぞれの関心に応じて学ぶことのできる展示を配置する。
	その他管理施設	受付、事務室、会議室、医務室、エントランス、売店、倉庫、トイレ、EV等施設利用に必要な機能。
市街地模擬路 (15,000㎡ 以上)	模擬道路	4車線×2車線の幹線道路、その他模擬道路を設置する。
	住宅ゾーン	模擬住宅を配置し、自宅周辺での住宅地を再現する。

	自転車等練習ゾーン	自転車等の基本動作を学ぶための機能。
	広場	幼児が遊べる公園的な機能。利用者が休憩したり、昼食をとることができる機能。
	ゴーカート・ミニ列車コース	ゴーカート、ミニ列車の走行に必要なコース。
	外周道路	管理用道路
その他屋外施設	駐車場・駐輪場	必要台数分の駐車場、駐輪場
	進入路	施設への出入りに必要な道路及び歩道
	造成森林・調整池 ( )	全体敷地の保全に必要な機能

事業者の施設整備対象ではないが、維持管理業務の対象である。

## 第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意を持って協議をするものとする。協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

また、契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

### 1 事業の継続に関する基本的な考え方

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、本市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。事業者によって本事業の実施を継続することが困難となり、本施設の運営に支障が生じると判断される場合においては、事業契約の中途解除等を行うことがある。

### 2 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが事業契約に定める本市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる

ウ 上記のいずれの場合においても、本市は事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

#### (2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。

イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じる損害を賠償するものとする。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

ア 不可抗力、その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市と事業者は事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面による通

知を行うことにより、本市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 前号の規定により事業契約が解除される場合、事業者に生じる損害についての賠償の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。

(4) 金融機関等と本市の協議（直接協定）

事業の継続性を確保するため、本市は事業者に対し融資を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することがある。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1 法制上及び税制上の措置に関する事項**

本事業については、現時点において法制上及び税制上の措置は想定していない。

### **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

本事業については、現時点において財政上及び金融上の支援は予定していない。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

本市は、平成20年3月に、債務負担行為の設定に関する議案を市議会に提出する予定である。また、平成20年6月に、事業契約の締結に関する議案を市議会に提出する予定である。

### 2 指定管理者の指定

本市は、本施設を、地方自治法第244条の規定に基づく公の施設として位置付け、事業者を同法第244条の2の規定に基づく指定管理者として指定する予定である。

### 3 情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページにおいて行う。

- ・ 豊田市ホームページアドレス：<http://www.city.toyota.aichi.jp/pfi/>

### 4 応募提案に伴う費用負担

応募提案に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

### 5 本実施方針に関する問い合わせ先

豊田市 社会部 交通安全課 教育施設担当

〒471-8501 愛知県豊田市西町3-60

T E L 0565-34-6633 (直通) F A X 0565-32-3794

電子メールアドレス：[kotsuanzen@city.toyota.aichi.jp](mailto:kotsuanzen@city.toyota.aichi.jp)